

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印		法人設立届出書		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ)	法人名			
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話()	—	
	納税地	〒			
	(フリガナ)	代表者氏名	◎		
	代表者住所	〒	電話()	—	
税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。					
設立年月日	平成 年 月 日	事業年度(自) 月 日(至) 月 日			
資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成 年 月 日		
事業の目的 (定款等に記載しているもの) (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地		
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()				
設立の形態が1～4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納税地	事業内容等		
設立の形態が2～4である場合の適格区分	適格・その他	1 定款等の写し 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号：) (発行年月日： 年 月 日) 3 株主等の名簿(削除) 4 設立趣意書 5 設立時の貸借対照表 6 合併契約書の写し 7 分割計画書の写し 8 その他()			
事業開始(見込み)年月日	平成 年 月 日	添付書類等			
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有・無				
関与税理士	氏名	事務所所在地	電話() —		
設立した法人が連結子法人である場合	連結親法人名	〒	所轄税務署		
	連結親法人の納税地	〒	電話() —		
「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日		連結親法人	連結子法人		
		年 月 日	年 月 日		
税理士署名押印 ◎					
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
					通信日付印
					年月日
					確認印

21. 06改正

(法1201)

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印		法人設立届出書		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ)	法人名			
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	電話()	—	
	納税地	〒			
	(フリガナ)	代表者氏名	◎		
	代表者住所	〒	電話()	—	
税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。					
設立年月日	平成 年 月 日	事業年度(自) 月 日(至) 月 日			
資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成 年 月 日		
事業の目的 (定款等に記載しているもの) (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地		
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()				
設立の形態が1～4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納税地	事業内容等		
設立の形態が2～4である場合の適格区分	適格・その他	1 定款等の写し 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号：) (発行年月日： 年 月 日) 3 株主等の名簿 4 設立趣意書 5 設立時の貸借対照表 6 合併契約書の写し 7 分割計画書の写し 8 その他()			
事業開始(見込み)年月日	平成 年 月 日	添付書類等			
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有・無				
関与税理士	氏名	事務所所在地	電話() —		
設立した法人が連結子法人である場合	連結親法人名	〒	所轄税務署		
	連結親法人の納税地	〒	電話() —		
「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日		連結親法人	連結子法人		
		年 月 日	年 月 日		
税理士署名押印 ◎					
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
					通信日付印
					年月日
					確認印

20. 06改正

(法1201)

(規格A4)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等(法人税法別表第3に掲げる法人)を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

- 1 提出部数及び添付書類等
この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。
なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。
① 定款、寄附行為、規則又は規約(以下「定款等」といいます。)の写し
② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本
(注)1「オンライン登記情報提供制度(http://www.touki.or.jp)」を利用した場合には、(照会番号)及び(発行年月日:年月日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。
2 当該「照会番号」を記載して、「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を送信(提出)した後、e-Taxによりこの届出書をオンラインで提出することもできます(その他の添付書類については、別途提出していただく必要があります。)

Table with 5 columns: 氏名, 住所, 株数又は口数, 金額, 役職名及び当該法人の役員又は他の株主等との関係

- (前)除
④ 設立趣意書
⑤ 設立の時の貸借対照表
⑥ 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し
⑦ 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し
2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
(2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
(3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
(注) 合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。
(4) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。
(5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
(6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金額を記載してください。
(7) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。
(注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。
なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則どおり基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。
このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。
(8) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
(9) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9(分割型分割)に該当する場合には「分割型」、同第12号の10(分社型分割)に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付けてください。
なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態が1から4である場合の法前個人、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容を記載してください。
(10) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8(適格合併)、同第12号の11(適格分割)又は同第12号の14(適格現物出資)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。
(11) 「事業開始(見込み)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。
(12) 「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当ものを○で囲んでください(既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等(法人税法別表第3に掲げる法人)を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

- 1 提出部数及び添付書類等
この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。
なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。
① 定款、寄附行為、規則又は規約(以下「定款等」といいます。)の写し
② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本
(注)1「オンライン登記情報提供制度(http://www.touki.or.jp)」を利用した場合には、(照会番号)及び(発行年月日:年月日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。
2 当該「照会番号」を記載して、「電子申告・納税等開始(変更等)届出書」を送信(提出)した後、e-Taxによりこの届出書をオンラインで提出することもできます(その他の添付書類については、別途提出していただく必要があります。)

Table with 5 columns: 氏名, 住所, 株数又は口数, 金額, 役職名及び当該法人の役員又は他の株主等との関係

- ④ 現物出資をした者の氏名、出資の金額及び出資の目的の明細を記載した書類
⑤ 設立趣意書
⑥ 設立の時の貸借対照表
⑦ 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し
⑧ 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し
2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
(2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
(3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
(注) 合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。
(4) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。
(5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。
(6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金額を記載してください。
(7) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。
(注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。
なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則どおり基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。
このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。
(8) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
(9) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。
新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9(分割型分割)に該当する場合には「分割型」、同第12号の10(分社型分割)に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付けてください。
なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態が1から4である場合の法前個人、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容を記載してください。
(10) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8(適格合併)、同第12号の11(適格分割)又は同第12号の14(適格現物出資)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。
(11) 「事業開始(見込み)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。
(12) 「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当ものを○で囲んでください(既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		※整理番号							
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 給与支払事務所等 名 称								
	所 在 地	〒							
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電話 () -							
		㊞							
所得税法第230条の規定により下記のとおり届け出ます。 記									
給与支払事務所等を開設・移転・廃止した年月日	平成 年 月 日	屋 号							
開設・廃止の内容	<input type="checkbox"/> 法人設立 <input type="checkbox"/> 法人成り <input type="checkbox"/> 開 業 <input type="checkbox"/> 支店開設 <input type="checkbox"/> 解 散 <input type="checkbox"/> 休 業 <input type="checkbox"/> 廃 業 <input type="checkbox"/> 支店閉鎖 <input type="checkbox"/> その他()	事務担当者の氏名及びその所属する係名							
	住所又は本店の所在地	関与税理士 (フリガナ) 氏 名	住 所 電話 () -						
事業種目									
給与支払を開始する年月日	平成 年 月 日	前移転の所在地							
従事員数及び給与支払の状況									
区 分	役 員	事務職員	営 業・工 員	其 他	計				
従 事 員 数	人	人	人	人	人				
給与の定め方					/				
税 額 の 有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	/				
(その他参考事項)									
税 理 士 署 名 押 印		㊞							
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿 等	用紙 交付	通 信 日付印	年 月 日	確 認 印

21. 06 改正

(源0301)

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書		※整理番号						
平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ) 給与支払事務所等 名 称							
	所 在 地	〒						
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電話 () -						
		㊞						
所得税法第230条の規定により下記のとおり届け出ます。 記								
給与支払事務所等を開設・移転・廃止した年月日	平成 年 月 日	屋 号						
開設・廃止の内容	<input type="checkbox"/> 法人設立 <input type="checkbox"/> 法人成り <input type="checkbox"/> 開 業 <input type="checkbox"/> 支店開設 <input type="checkbox"/> 解 散 <input type="checkbox"/> 休 業 <input type="checkbox"/> 廃 業 <input type="checkbox"/> 支店閉鎖 <input type="checkbox"/> その他()	事務担当者の氏名及びその所属する係名						
	住所又は本店の所在地	関与税理士 (フリガナ) 氏 名	住 所 電話 () -					
事業種目								
給与支払を開始する年月日	平成 年 月 日	前移転の所在地						
従事員数及び給与支払の状況								
区 分	役 員	事務職員	営 業・工 員	其 他	計			
従 事 員 数	人	人	人	人	人			
給与の定め方					/			
税 額 の 有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	/			
(その他参考事項)								
税 理 士 署 名 押 印		㊞						
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿 等	通 信 日付印	年 月 日	確 認 印

18. 06 改正

(源0301)

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

公益法人等の損益計算書等の提出書

平成 年 月 日 税務署長殿	※	一連番号	
	税務署	整理番号	
	処理	提出年月日	年 月 日
	欄	通信日付印	確認印
租税特別措置法第68条の6（公益法人等の損益計算書等の提出）の規定に基づき、 別添のとおり <u>損益計算書</u> を提出します。 収支計算書			
事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
(フリガナ)			
法人名			
主たる事務所の所在地	〒 電話 () -		
(フリガナ)			
代表者氏名			
損益計算書又は収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください（雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください）。 なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。 また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。			
事業の科目	収入金額	事業の科目	収入金額
	円		円

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

公益法人等の収支計算書の提出書

平成 年 月 日 税務署長殿	※	一連番号	
	税務署	整理番号	
	処理	提出年月日	年 月 日
	欄	通信日付印	確認印
租税特別措置法第68条の6（公益法人等の収支計算書の提出）の規定に基づき、別添のとおり <u>収支計算書</u> を提出します。			
事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		
(フリガナ)			
法人名			
主たる事務所の所在地	〒 電話 () -		
(フリガナ)			
代表者氏名			
収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください（雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください）。 なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。 また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。			
事業の科目	収入金額	事業の科目	収入金額
	円		円

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廃 止)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税証明書交付請求書

収入印紙ちよう付欄
(消印しないでください)

税務署長 あて

年 月 日

【代理人記入欄】
代理人の方のみ記入してください。
住所

住 所 (納 税 地)	
(フリガナ)	
氏 名 又 は 法 人 名 及 び 代 表 者 氏 名	

氏名

印

印

※代理人の方が請求される場合は委任状が必要です。

特定信託の名称:

下記のとおり、納税証明書の交付を請求します。

記

証明書の種 類	□ その1	□ その2	□ その3 □ その3の2 □ その3の3	□ その4
証明を受け ようとする 税 目 (該当する税目 にレ印を記入し てください。)	<input type="checkbox"/> 申 告 所 得 税 <input type="checkbox"/> 法 人 税 <input type="checkbox"/> 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 <input type="checkbox"/> そ の 他 (税)	<input type="checkbox"/> 申 告 所 得 税 <input type="checkbox"/> 法 人 税	<input type="checkbox"/> 申 告 所 得 税 <input type="checkbox"/> 法 人 税 <input type="checkbox"/> 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 <input type="checkbox"/> そ の 他 (税) ※ その3の2、その3の3の場合は記入す る必要はありません。	
証明を受け ようとする国 税の年度	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日	年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日 年分 自 年 月 日 至 年 月 日		
証明を受け ようとする事 項	・ 納付すべき税額 ・ 納付済額 ・ 未納税額 <input type="checkbox"/> 法定納期限等 <input type="checkbox"/> 源泉徴収税額 <input type="checkbox"/> 未納税額のみ (□には、必要な場合にレ印を記入して ください)	所得金額 ※申告所得税の証明の場合、所 得種類別の証明も可能です。 □には証明を受けようとする事項 にレ印を記入してください。 <input type="checkbox"/> 総所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 事業所得金額の証明 <input type="checkbox"/> 上記以外の所得金額の証明 ()	未納の税額がないこと ※その3の2は「申告所得税」と「消費税及 び地方消費税」に、その3の3は「法人税」 と「消費税及び地方消費税」に未納税額 がないこととなります。	滞納処分を受けたこと がないこと
証明書の請 求 枚 数	枚	枚	枚	枚

証 明 書 の 使 用 目 的
 資金借入 入札参加指名称 登録申請(更新) 保証人
 その他()

※ 税務署整理欄

本人(代理人) 確 認 方 法	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身分証明書() <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(顔写真付) <input type="checkbox"/> その他()	確認者																												
委 任 事 実 の 確 認	<input type="checkbox"/> 電話照会 <input type="checkbox"/> 印鑑照合 <input type="checkbox"/> 申告書等確認 <input type="checkbox"/> その他()																													
<input type="checkbox"/> 収入印紙 <input type="checkbox"/> 現 金	<table border="1"> <tr> <th>その</th> <th>1</th> <th>税目数</th> <th>年度</th> <th>枚</th> <th>円</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>その</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(内現金 円)</td> </tr> <tr> <td>その</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その</td> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	その	1	税目数	年度	枚	円	合計	その	2					(内現金 円)	その	3						その	4						確認者 証明 番号
その	1	税目数	年度	枚	円	合計																								
その	2					(内現金 円)																								
その	3																													
その	4																													
納付一連番号		整理番号																												

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廃 止)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税証明書交付請求書の記載に当たってのご注意

- 1 納税者の方の住所・氏名（法人の場合には納税地、法人名及び代表者氏名）を記入し押印してください。代理人の方が窓口にお越しになる場合は、証明を受ける方の委任状が必要です。代理人の方は、代理人記入欄に署名・押印してください。
 - ※ 1 各連結事業年度の連結所得に対する法人税の納税証明書を請求される場合は、連結親法人に係る名称及び代表者氏名を記入してください。
 - ※ 2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納税証明書を請求される場合は、「法人名」欄に受託者の名称を記入するとともに、証明を受ける特定信託の名称を記入してください。
- 2 証明書の種類に□を付けてください。複数種類の証明書についての交付請求も可能です。なお、必要とする証明書の種類、年度、税目等が不明な場合は、提出先にご確認をお願いします。
 - その1 …… 納付すべき税額・納付済額・未納税額など納税額についての証明です。
 - その2 …… 所得金額についての証明です。
法人税の場合には、「各事業年度の所得の金額」、「退職年金等積立金の額」、「清算所得の金額」、「各連結事業年度の連結所得の金額」又は「特定信託の各計算期間の所得の金額」の証明書の請求をする場合に使用します。
 - その3 …… 未納の税額がないことの証明です。
個人の方で「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」の証明を請求される方は「その3の2」に、法人の方で「法人税」と「消費税及び地方消費税」の証明を請求される方は「その3の3」に□を付けてください。
 - その4 …… 滞納処分を受けたことがないこと等の証明です。
- 3 証明を受けようとする税目に□を付けてください。
- 4 証明を受けようとする国税の年度を記入してください。
申告所得税については「年分」を、法人税については「事業年度」、「連結事業年度」又は「計算期間」を、「消費税及び地方消費税」については「課税期間」を記入してください。
なお、連結申告に係る「連結事業年度」の場合は◎と「年分」欄に併せて記入してください。
- 5 その1の証明書を請求される方で、「法定納期限等」又は申告所得税について「源泉徴収税額」について証明が必要な場合には、証明を受けようとする事項の該当欄に□を付けてください。
- 6 申告所得税についてその2の証明書を請求される方は、証明を受けようとする事項の該当欄にレを付けてください。
- 7 証明書の請求枚数を記入してください。
- 8 証明書の使用目的を記載してください。
- 9 納税証明書の交付請求には手数料（収入印紙又は現金）が必要です。手数料の金額は次の算式で求められます。

種 類	税目数		年度		枚数	単 価		小 計	合 計
その1		×		×	×	400 円	=		
その2				×	×	400 円	=		
その3等					×	400 円	=		

収入印紙をはって手数料を納める場合には、収入印紙には絶対消印しないでください。消印したものは無効となります。

なお、災害等により借入れを行う場合には手数料が免除される場合があります。詳しくは係員にお尋ねください。

- 10 請求枚数が多量であったり、納税証明書の作成のために調査を要するなどの場合には、当日発行できないことがあります。
- 11 その他、不明な点は係員にお尋ねください。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廃止)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税証明書

(その2 所得金額用)

納税地	
法人名	
代表者氏名	

(税目：法人税)

事業年度	所得金額	
	申告額	更正決定後の金額
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		

法(証明)第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日
税務署長
財務事務官

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廃 止)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 証 明 書

(その2 所得金額用)

納 税 地	
法 人 名	
代 表 者 氏 名	

(税目：法人税)

事 業 年 度	所 得 金 額	
	申 告 額	更 正 決 定 後 の 金 額
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		
(自) 年 月 日 (至) 年 月 日		

法 (証明) 第 号

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廃止)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納税証明書（その2 所得金額用）－正本－

1 使用目的

「納税証明書（その2 所得金額用）－正本－」は、納税者交付用の納税証明書として使用する。

2 記載要領

(1) 単体申告の場合

電算処理により作成を行う。

項目	内容	
納税地	法人の納税地を印字する。	(注) 「納税地」、「法人名」又は「代表者氏名」のいずれかに補完記入を要する項目がある場合には、すべての項目を印字しない。
法人名	法人の名称を印字する。	
代表者氏名	代表者の氏名を印字する。	
事業年度	証明の対象とする事業年度を印字する。	
所得金額	申告額	申告による所得金額（申告がない場合は「*」を印字する。 (注) 所得金額がマイナスの場合には、上段に「欠損金額」と印字する。
	更正決定後の金額	更正又は決定による所得金額（更正又は決定がない場合は「*」を印字する。 (注) 所得金額がマイナスの場合には、上段に「欠損金額」と印字する。
* 税務署名	証明書を発行する税務署名を印字する。 (注) 自動認証器の使用で「有」を選択した場合には、「上記のとおり相違ないことを証明します。」以降の文字等は印字しない。	

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。

(2) 連結申告の場合


電算処理により作成を行う。

項目	内容	
納税地	連結親法人の納税地を印字する。	
法人名	連結親法人の名称を印字する。	
代表者氏名	連結親法人の代表者の氏名を印字する。	
事業年度	証明の対象とする連結事業年度を印字する。	
所得金額	申告額	申告による連結所得金額（申告がない場合は「*」を印字する。 (注) 連結所得金額がマイナスの場合には、上段に「連結欠損金額」と印字する。
	更正決定後の金額	更正又は決定による連結所得金額（更正又は決定がない場合は「*」を印字する。 (注) 連結所得金額がマイナスの場合には、上段に「連結欠損金額」と印字する。
備考	次の文を併せて印字する。 「上記の「事業年度」は連結事業年度を、「所得金額」は連結所得金額を示します。」	
* 税務署名	証明書を発行する税務署名を印字する。 (注) 自動認証器を使用する場合には、「上記のとおり相違ないことを証明します。」以降の文字等は印字しない。	

(注) 項目名の左欄外に「*」を付しているものは、様式の欄外に印字する項目である。

改 正 後


(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

 <p>事前確定届出給与に関する届出書</p>		※整理番号		
		※課税/非課税		
平成 年 月 日 税務署長殿		提出人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	(フリガナ) 法人名等	
			納税地	電話() -
			(フリガナ) 代表者氏名	⑥
			代表者住所	
連 届 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒 (局 署)	※ 整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	電話 () -	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期	
	代表者住所		業 種 番 号	
			整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。				
記				
① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等	(決議をした日) 平成 年 月 日 (決議をした機関等)			
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日	平成 年 月 日			
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日			
④ 事前確定届出給与等の状況	付表 (No. ~No.) のとおり。			
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由				
⑥ その他参考となるべき事項				
届 出 期 限	イ 次のうちいずれか早い日 平成 年 月 日 (イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (平成 年 月 日) (ロ) 会計期間4月経過日等 (平成 年 月 日) ハ 設立の日以後2月を経過する日 平成 年 月 日 ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 平成 年 月 日			
税 理 士 署 名 押 印		⑥		
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿
21・06改正	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

 <p>事前確定届出給与に関する届出書</p>		※整理番号		
		※課税/非課税		
平成 年 月 日 税務署長殿		提出人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 親 人 法 人	(フリガナ) 法人名等	
			納税地	電話() -
			(フリガナ) 代表者氏名	⑥
			代表者住所	
連 届 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒 (局 署)	※ 整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	電話 () -	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期	
	代表者住所		業 種 番 号	
			整 理 簿	
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。				
記				
① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等	(決議をした日) 平成 年 月 日 (決議をした機関等)			
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日	平成 年 月 日			
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日	(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成 年 月 日			
④ 事前確定届出給与等の状況	付表1 (No. ~No.) のとおり。			
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表1の支給時期とした理由				
⑥ 事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況	付表2 (No. ~No.) のとおり。			
⑦ その他参考となるべき事項				
届 出 期 限	イ 次のうちいずれか早い日 平成 年 月 日 (イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (平成 年 月 日) (ロ) 会計期間4月経過日等 (平成 年 月 日) ハ 設立の日以後2月を経過する日 平成 年 月 日 ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 平成 年 月 日			
税 理 士 署 名 押 印		⑥		
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿
20・06改正	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

(規格A4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。

区 分	届 出 期 限
① 株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（下記②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から1月を経過する日。ただし、その日が当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日（保険会社にあっては、当該会計期間開始の日から5月を経過する日。以下「会計期間4月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間4月経過日等
② 新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合	その設立の日以後2月を経過する日
③ 臨時改定事由（法人税法施行令第69条第1項第1号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） (注) 当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日

(注)1 連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第155条の6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

- 2 他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与については、この届出は必要ありません。

- 2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）のすべての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該事業年度に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。

- 3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

事前確定届出給与に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する法人税法第34条第1項第2号（役員給与の損金不算入）に掲げる給与（以下付表1までにおいて「事前確定届出給与」といいます。）について、その「定め」の内容に関して届出をする場合に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの届出期限までに提出してください。

区 分	届 出 期 限
① 株主総会等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（下記②又は③に該当する場合を除きます。）	株主総会等の決議をした日（同日がその職務の執行を開始する日後である場合にあっては、当該開始する日）から1月を経過する日。ただし、その日が当該事業年度又は連結事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日（保険会社にあっては、当該会計期間開始の日から5月を経過する日。以下「会計期間4月経過日等」といいます。）後である場合には当該会計期間4月経過日等
② 新設法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合	その設立の日以後2月を経過する日
③ 臨時改定事由（法人税法施行令第69条第1項第1号ロ（定期同額給与の範囲等）に規定する役員の職制上の地位の変更、職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情をいいます。以下同じ。）により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合（当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。） (注) 当該役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があり、当該「定め」に係る届出をしている場合は、変更届出となります。	次に掲げる日のうちいずれか遅い日 イ 上記①に掲げる日（上記②に該当する場合は、②に掲げる日） ロ 当該臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日

(注)1 連結子法人（連結申告法人に限ります。）については、法人税法施行令第155条の6（個別益金額又は個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定により、当該連結子法人に係る連結親法人が提出することになります。

- 2 他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給する給与、例えば、非常勤役員に対して四半期ごとに支給する給与についても、この届出が必要となりますのでご注意ください。ただし、同族会社に該当しない法人が、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与については、この届出は必要ありません。

- 2 この届出書は、事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」ごとに作成し、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

なお、作成に当たっては、その「定め」において定めた事前確定届出給与の支給の対象となる者（以下付表2までにおいて「事前確定届出給与対象者」といいます。）のすべての分を取りまとめて作成します。ただし、例えば、当該事業年度に係る届出書を提出した後において、新たな役員が就任するなどの臨時改定事由が生じ、当該役員について事前確定届出給与に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」を定めた場合には、その「定め」については、別途この届出書を作成して提出してください。

- 3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

- (3) 「① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。
- (4) 「② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日(定時株主総会の開催日など)を記載してください。
なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がある場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。
- (5) 「③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合(その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。)において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載します。
- (6) 「④ 事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。
- (7) 「⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。
なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与をいいます。
(削 除)

(8) 「⑥ その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 平成〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。

- (9) 「届出期限」欄は、上記1の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。
 - ・区分①(株主総会等の決議) … 「(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日」に「①」欄に記載した「決議をした日」又は「②」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から1月を経過する日を、「(ロ) 会計期間4月経過日等」に当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日(保険会社にあつては、その会計期間開始の日から5月を経過する日)を、それぞれ記載するとともに、「イ 次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載します。
また、「届出期限となる日」欄の「□ イ」にレ印を付します。
 - (注) 「決議をした日から1月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に該当する日の前日(翌月にその該当する日がないときは、その月の末日)となります。
(例: 決議をした日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に該当する日(6月26日)の前日である6月25日が「決議をした日から1月を経過する日」となります。)
 - ・区分②(新設法人) … 「ロ 設立の日以後2月を経過する日」に、該当する日付を記載します。また、「届出期限となる日」欄の「□ ロ」にレ印を付します。
 - ・区分③(臨時改定事由) … 区分①又は区分②と同様に記載するほか、「ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」に「③」欄に記載した「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日を記載します。
また、「届出期限となる日」欄は、「イ」又は「ロ」に記載した日と「ハ」に記載した日のうち、いずれか遅い日について、該当するものにレ印を付します。

(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

- (3) 「① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等」欄には、「株主総会」、「報酬委員会」、「取締役会」などの機関等の決議により役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合におけるその決議をした日及びその決議をした機関等の名称を記載してください。
- (4) 「② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日(定時株主総会の開催日など)を記載してください。
なお、事前確定届出給与対象者のうちその職務の執行を開始する日が異なる者がある場合には、この欄の余白部分に、例えば、「一部役員については平成〇年〇月〇日」等と記載してください。
- (5) 「③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日」欄には、臨時改定事由により当該臨時改定事由に係る役員の職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をした場合(その役員の当該臨時改定事由が生ずる直前の職務につき「定め」があった場合を除きます。)において、当該臨時改定事由を具体的に記載するとともに、当該臨時改定事由が生じた日を記載します。
- (6) 「④ 事前確定届出給与等の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表1に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。
- (7) 「⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表1の支給時期とした理由」欄には、これらの理由を具体的に記載してください。
なお、「定期同額給与」とは、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、その事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与等、法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与をいいます。
- (8) 「⑥ 事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況」欄の「(No. ～No.)」には、付表2に付した一連番号の最初と末尾の番号を記載します。

(9) 「⑦ その他参考となるべき事項」欄には、新たに設立した法人がその役員のその設立の時に開始する職務につき「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」をして届出を行う場合に、「設立年月日 平成〇年〇月〇日」等と記載するほか、この届出に係る事前確定届出給与につき参考となるべき事項を記載してください。この場合、参考となるべき事項のうちこの届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」の内容に関する事項の記載に当たっては、その事項の記載に代えて、その「定め」の写しを添付するようにしてください。

- (10) 「届出期限」欄は、上記1の表の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載してください。
 - ・区分①(株主総会等の決議) … 「(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日」に「①」欄に記載した「決議をした日」又は「②」欄に記載した「職務の執行を開始する日」のうちいずれか早い日から1月を経過する日を、「(ロ) 会計期間4月経過日等」に当該事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日(保険会社にあつては、その会計期間開始の日から5月を経過する日)を、それぞれ記載するとともに、「イ 次のうちいずれか早い日」に該当する日付を記載します。
また、「届出期限となる日」欄の「□ イ」にレ印を付します。
 - (注) 「決議をした日から1月を経過する日」は、「決議をした日」の翌日を起算日として、暦に従って計算します。なお、起算日が月の初めでないときは、翌月におけるその起算日に該当する日の前日(翌月にその該当する日がないときは、その月の末日)となります。
(例: 決議をした日が5月25日の場合、5月26日が起算日となり、翌月における起算日に該当する日(6月26日)の前日である6月25日が「決議をした日から1月を経過する日」となります。)
 - ・区分②(新設法人) … 「ロ 設立の日以後2月を経過する日」に、該当する日付を記載します。また、「届出期限となる日」欄の「□ ロ」にレ印を付します。
 - ・区分③(臨時改定事由) … 区分①又は区分②と同様に記載するほか、「ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日」に「③」欄に記載した「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日を記載します。
また、「届出期限となる日」欄は、「イ」又は「ロ」に記載した日と「ハ」に記載した日のうち、いずれか遅い日について、該当するものにレ印を付します。

(11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(12) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表 (事前確定届出給与等の状況)

No. _____

事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)		()	
事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日 (職務執行期間)		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
当該 (連結) 事業年度		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
当該 (連結) 事業年度開始の日の属する会計期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
事前確定届出給与に関する事項	区分	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)
	当該 (連結) 事業年度開始の日の属する会計期間	届出額	・ ・
		支給額	・ ・
	今回の届出額	届出額	・ ・
		支給額	・ ・
	今回の届出額	届出額	・ ・
		支給額	・ ・
	翌会計期間	届出額	・ ・
		支給額	・ ・

規格 A 4

21・06改正

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表 1 (事前確定届出給与等の状況)

No. _____

事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)		()			
事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日 (職務執行期間)		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
当該 (連結) 事業年度		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
当該 (連結) 事業年度開始の日の属する会計期間		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
事前確定届出給与に関する事項	直前の会計期間	区分	支給時期 (年月日)	支給金額 (円)	
		届出額	・ ・	・ ・	
			支給額	・ ・	・ ・
		届出額	・ ・	・ ・	
			支給額	・ ・	・ ・
		届出額	・ ・	・ ・	
			支給額	・ ・	・ ・
		届出額	・ ・	・ ・	
			支給額	・ ・	・ ・
		当該 (連結) 事業年度開始の日の属する会計期間	届出額	・ ・	・ ・
	支給額			・ ・	・ ・
	今回の届出額		・ ・	・ ・	
			支給額	・ ・	・ ・
	今回の届出額		・ ・	・ ・	
			支給額	・ ・	・ ・
	翌会計期間		届出額	・ ・	・ ・
			支給額	・ ・	・ ・

18・06

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表（事前確定届出給与等の状況）の記載要領等

- この付表は、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
- この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表を作成してください。この場合には、右上端の「No.」欄に一連番号を付してください。
- 各欄は、次により記載してください。
 - 「事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日（職務執行期間）」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）及び職務執行期間（定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など）を記載してください。
 - 「当該（連結）事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - 「事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに次の支給時期及び支給金額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給金額
(支給済分) 「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 (注) 法人税法施行令第 69 条第 3 項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	① 「届出額」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期及び支給金額 ② 「支給額」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期及び支給金額
(支給予定分) 「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間」において、この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出額」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給金額

- 「事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給金額を記載してください。

(注) この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

- 退職給与
- 法人税法第 54 条第 1 項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権による給与
- ①及び②以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表 1（事前確定届出給与等の状況）の記載要領等

- この付表 1 は、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
- この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」において定めた事前確定届出給与対象者が複数いる場合には、その事前確定届出給与対象者ごとにこの付表 1 を作成してください。この場合には、右上端の「No.」欄に一連番号を付してください。
- 各欄は、次により記載してください。
 - 「事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日（職務執行期間）」欄には、「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に係る職務の執行を開始する日（定時株主総会の開催日など）及び職務執行期間（定時株主総会の開催日から次の定時株主総会の開催日までの期間など）を記載してください。
 - 「当該（連結）事業年度」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度を記載してください。
 - 「事前確定届出給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、次に掲げる事前確定届出給与の区分ごとに次の支給時期及び支給金額を記載してください。

事前確定届出給与の区分	支給時期及び支給金額
(支給済分) 「直前の会計期間」及び「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」において、前回以前の届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしていた事前確定届出給与 (注) 法人税法施行令第 69 条第 3 項の規定に基づき、「事前確定届出給与に関する変更届出書」を提出している場合には、その変更後の「定め」に基づき支給する事前確定届出給与について記載してください。	① 「届出額」欄：前回以前の届出において届け出た事前確定届出給与の支給時期及び支給金額 ② 「支給額」欄：①の事前確定届出給与の実際の支給時期及び支給金額
(支給予定分) 「当該（連結）事業年度開始の日の属する会計期間」及び「翌会計期間」において、この届出に係る「所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて支給することとしている事前確定届出給与	「今回の届出額」欄：この届出において届け出る事前確定届出給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給金額

- 「事前確定届出給与以外の給与に関する事項」の「支給時期（年月日）」欄及び「支給金額（円）」欄には、事前確定届出給与対象者に対して支給した、又は支給しようとする事前確定届出給与以外の給与について、届出の時において予定されている支給時期及び支給金額を記載してください。

(注) この事前確定届出給与以外の給与には、次の給与を含みません。

- 退職給与
- 法人税法第 54 条第 1 項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権による給与
- ①及び②以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(廃止)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表2 (事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況) の記載要領等

- この付表2は、「事前確定届出給与に関する届出書」に添付してください。
なお、複数枚にわたる場合には、右上端の「No. 」欄に一連番号を付してください。
- 「支給時期(年月日)」欄及び「支給金額(円)」欄には、この届出をする事業年度又は連結事業年度において、この届出に係る事前確定届出給与対象者以外の役員に対して支給した、又は支給しようとする給与について、届出の時ににおいて予定されている支給時期及び支給金額を、その役員ごとに記載してください。
(注) この給与には、次の給与を含みません。
 - 退職給与
 - 法人税法第54条第1項(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)に規定する新株予約権による給与
 - ①及び②以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給するその使用人分給与

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を決定して届け出る際に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条第3項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
 3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっておりますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。

4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (4) 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

- イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
- ロ 半製品
- ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）
- ニ 主要原材料
- ホ 補助原材料その他の棚卸資産

(注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

(5) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっておりますから注意してください。

イ 原 価 法

- (イ) 個別法による原価法
- (ロ) 先入先出法による原価法
- (ハ) 総平均法による原価法
- (ニ) 移動平均法による原価法
- (ホ) 最終仕入原価法による原価法
- (ヘ) 売価還元法による原価法

ロ 低 価 法

- (イ) 個別法による原価法に基づく低価法
- (ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法
- (ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法
- (ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
- (ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
- (ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法

(注) (5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を決定して届け出る際に使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第188条第3項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
 3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっておりますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。

4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (4) 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

- イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
- ロ 半製品
- ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）
- ニ 主要原材料
- ホ 補助原材料その他の棚卸資産

(注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

(5) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっておりますから注意してください。

イ 原 価 法

- (イ) 個別法による原価法
- (ロ) 先入先出法による原価法
- (ハ) 総平均法による原価法
- (ニ) 移動平均法による原価法
- (ホ) 最終仕入原価法による原価法
- (ヘ) 売価還元法による原価法

ロ 低 価 法

- (イ) 個別法による原価法に基づく低価法
- (ロ) 先入先出法による原価法に基づく低価法
- (ハ) 総平均法による原価法に基づく低価法
- (ニ) 移動平均法による原価法に基づく低価法
- (ホ) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
- (ヘ) 売価還元法による原価法に基づく低価法

(注) (5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

 棚卸資産の特別な評価方法 の承認申請書		※整理番号	
		※連絡先(〒)電話番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	代表法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体結 法親 法人	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等	※整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期	
	代表者住所	業 種 番 号	
	事業種目	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。

事業の種類	資産の区分	評価方法
業		

承認を受けようとする特別な評価方法の内容

特別な評価方法を採用しようとする理由

その他の参考事項

税理士署名押印 ㊞

(規格 A 4)

※ 税 務 署 処 理 欄	部 門		決 算 期		業 種 番 号		整 理 簿		備 考	
---------------	-----	--	-------	--	---------	--	-------	--	-----	--

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

 棚卸資産の特別な評価方法 の承認申請書		※整理番号	
		※連絡先(〒)電話番号	
平成 年 月 日 税務署長殿	代表法人 <input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体結 法親 法人	(フリガナ) 法人名等	
	納税地	〒	電話() -
	(フリガナ) 代表者氏名		㊞
	代表者住所	〒	
	事業種目		業

連 結 子 法 人 (申請の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法人名等	※整理番号	
	本店又は主たる事務所の所在地	部 門	
	(フリガナ) 代表者氏名	決 算 期	
	代表者住所	業 種 番 号	
	事業種目	整 理 簿	
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

次の棚卸資産の評価について、特別な評価方法によりたいので申請します。

事業の種類	資産の区分	評価方法
業		

承認を受けようとする特別な評価方法の内容

後入先出法に準じているかどうかの別 準じている。 準じていない。

特別な評価方法を採用しようとする理由

その他の参考事項

税理士署名押印 ㊞

(規格 A 4)

※ 税 務 署 処 理 欄	部 門		決 算 期		業 種 番 号		整 理 簿		備 考	
---------------	-----	--	-------	--	---------	--	-------	--	-----	--

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第28条の2第1項（棚卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第155条の6の規定を含む）を受けようとするときに使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第29条第1項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。
この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。
- 4 各欄の記載は次によります。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、納税地、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。
 - (4) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を3の選定区分により記載してください。
 - (5) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。
 - (6) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (7) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第28条の2第1項（たな卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第155条の6の規定を含む）を受けようとするときに使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第29条第1項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。
この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。
- 4 各欄の記載は次によります。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、納税地、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。
 - (4) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を3の選定区分により記載してください。
 - (5) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。
 - (6) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。
なお、「後入先出法に準じているかどうかの別」欄は、その採用しようとする特別な評価の方法が、法人税法施行令第28条第1項第1号ハ（たな卸資産の評価の方法）に掲げる後入先出法による原価法、又はその後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法に準じているかどうかにより該当する文字を○で囲んでください。
 - (7) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**棚卸資産の評価方法
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法**

- この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に使用してください。(法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6)
この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。
- この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
(注) 平成 21 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度から平成 22 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度までの各事業年度において、棚卸資産(旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属するもの)に限ります。)について選定した評価の方法を新評価方法に変更しようとするときは、その変更しようとする事業年度の確定申告書の提出期限(法人税法第 72 条第 1 項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限)までに、この申請書と同様の記載事項を記載した届出書(この申請様式に所定の事項を記載したもの等)を提出したときは、その届出書の提出をもって承認があったとみなされます。
※ 旧評価方法とは、平成 21 年改正前の法人税法施行令第 28 条第 1 項第 1 号ハ《棚卸資産の評価の方法》に掲げる後入先出法又は同号へに掲げる単純平均法により算出した取得価額による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする同項第 2 号に掲げる低価法を含みます。)をいい、新評価方法とは、法人税法施行令第 28 条第 1 項各号に掲げる方法をいいます。

(以下省略)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**棚卸資産の評価方法
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法**

- この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に使用してください。(法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6)
この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。
- この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
(追 加)

(同 左)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等
(単体申告用)

- この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - 法人税法(以下「法」といいます。)第80条第1項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注)法第80条第1項の規定は、平成4年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する各事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の①又は②の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。

① 次のイからニに掲げる法人の平成21年2月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額(租税特別措置法第66条の13)

イ 普通法人のうち、当該事業年度終了の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除きます。)

ロ 公益法人等又は協同組合等

ハ 認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合

ニ 人格のない社団等

② 租税特別措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として平成21年改正前の租税特別措置法施行令第39条の24第1項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度(平成21年2月1日前に終了した事業年度に限る。)において生じた欠損金額(平成21年改正前の租税特別措置法第66条の13)
 - 法第80条第4項の規定によって次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ 解散(適格合併等による解散を除く。)

ロ 事業の全部の譲渡

ハ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始

ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡(これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。)

ホ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定
- 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額が生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、当該欠損金額が生じた事業年度(以下「欠損事業年度」といいます。)まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通(調査課所管法人の場合は3通)提出してください。この場合、還付所得事業年度が2以上ある場合には別業に作成して提出してください。
 - 法第80条第1項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限

なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - 法第80条第4項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内
- この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
 - 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ 「欠損金額1」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。

ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額2」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ 「所得金額3」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。

ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。
 - 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等
(単体申告用)

- この請求書は、次に掲げる場合に使用してください。
 - 法人税法(以下「法」といいます。)第80条第1項の規定によって各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

(注)法第80条第1項の規定は、平成4年4月1日から平成22年3月31日までの間に終了する各事業年度(平成20年4月1日以後平成20年4月30日前に終了した事業年度を除く。)において生じた欠損金額については、次の(2)から(3)の欠損金額を除き、適用されませんからご注意ください。(租税特別措置法第66条の13)
 - 法第80条第4項の規定によって次に掲げる解散等の事実(以下「解散等の事実」といいます。)が生じた場合に、当該事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度において生じた欠損金額をこれらの事業年度開始の日前1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合

イ 解散(適格合併等による解散を除く。)

ロ 事業の全部の譲渡

ハ 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始

ニ 事業の全部の相当期間の休止又は重要部分の譲渡(これらの事実が生じたことにより繰越欠損金の損金算入の適用を受けることが困難となると認められるものに限る。)

ホ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定
 - 租税特別措置法第42条の4第6項に規定する中小企業者に該当する法人の設立の日として租税特別措置法施行令第39条の24第1項で定める日を含む事業年度の翌事業年度から当該事業年度開始の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度において生じた欠損金額をその事業年度開始の日前1年以内に経過したいずれかの事業年度に繰り戻し、法人税額の還付を請求する場合
- 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は、欠損金額の繰戻しの対象となる所得金額及び法人税額が生じた事業年度(以下「還付所得事業年度」といいます。)から、当該欠損金額が生じた事業年度(以下「欠損事業年度」といいます。)まで、連続して青色申告書である確定申告書を提出している場合に限って請求することができます。
- この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通(調査課所管法人の場合は3通)提出してください。この場合、還付所得事業年度が2以上ある場合には別業に作成して提出してください。
 - 法第80条第1項の規定によって提出する場合は、欠損事業年度の確定申告書の提出期限

なお、やむを得ない事情によって確定申告書をその提出期限までに提出することができなかつたものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
 - 法第80条第4項の規定によって提出する場合は、解散等の事実が生じた日以後1年以内
- この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
 - 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄

イ 「欠損金額1」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。

ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額2」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。

(注)欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。
 - 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄

イ 「所得金額3」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表1の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。

ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額4」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額を記載してください。
 - 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

- イ 「納付の確定した法人税額 6」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額（申告書別表 1 の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。
- ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 7」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
- ハ 「控除税額 8」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25% 相当額及び外国税額の合計額を記載してください。
なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
- ニ 「使途秘匿金額に対する税額 9」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額 10」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ヘ 「リース特別控除取戻税額 11」欄には、租税特別措置法第 42 条の 6 第 5 項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 13」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。
- (5) 「還付金額 15」欄には、 $14 \times \frac{2}{5}$ の算式によって計算した金額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額 1」から「還付金額 15」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表 1 の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

- イ 「納付の確定した法人税額 6」欄には、還付所得事業年度の納付の確定した法人税額（申告書別表 1 の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された所得に対する法人税額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額）を記載してください。
- ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 7」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。
- ハ 「控除税額 8」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、みなし配当の 25% 相当額及び外国税額の合計額を記載してください。
なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。
- ニ 「使途秘匿金額に対する税額 9」欄には、租税特別措置法第 62 条第 1 項（使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額 10」欄には、租税特別措置法第 3 章第 5 節の 2（土地の譲渡等がある場合の特別税率）の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ヘ 「リース特別控除取戻税額 11」欄には、租税特別措置法第 42 条の 6 第 6 項又は第 7 項等の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。
- ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 13」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額（還付加算金は含みません。）を記載してください。
- (5) 「還付金額 15」欄には、 $14 \times \frac{2}{5}$ の算式によって計算した金額（1 円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。）を記載してください。
- (6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (7) 欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求を行った後に、その請求の基礎となった欠損金額が過大である等のため修正申告書を提出する場合には、「欠損金額 1」から「還付金額 15」までの各欄は、修正後の欠損金額等に基づいて繰戻しを行った場合の計算を記載し、当初の請求に係る還付金額と修正による還付金額との差額等は、修正申告書の別表 1 の「この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額」欄等に記載してください。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

継続等の場合の所得税額等の還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、清算中の法人が継続し又は合併により消滅した場合において、清算事業年度の予納申告書に所得税額等の控除不足額があるときに当該税額の還付を受ける場合に使用してください。
- 2 継続等の場合の所得税額等の還付請求は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に請求があった場合に限り行うことができます。
なお、この請求書の提出(還付請求)が清算事業年度予納申告書の提出後にされたときであっても、その提出後にされたことについて、やむを得ない事情があるものと税務署長が認めた場合には、その還付請求は有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
- 3 この請求書は、還付を受けようとする清算事業年度予納申告書の提出と同時に、2通(調査課所管法人の場合は3通)を納税地の所轄税務署長に提出してください。

- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「還付を受けようとする税額の計算」の各欄
 - イ 「所得税の額等1」欄には、みなし配当金額の25%相当額と預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配等の収入金額について課される所得税額のうち控除を受ける所得税額の総額との合計額又は繰越所得税額控除限度超過額を有する適用年度後の事業年度の当期控除額若しくは繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度の当期控除額を記載してください。
 - ロ 「外国税額2」欄には、当期の控除対象法人税額のうち、当期に控除できる金額を記載してください。
 - (3) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (4) 「その他参考となるべき事項」欄には、継続等の場合の所得税額等の還付を請求するに当たり参考となるべき事項があれば記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

継続等の場合の所得税額等の還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、清算中の法人が継続し又は合併により消滅した場合において、清算事業年度の予納申告書に所得税額等の控除不足額があるときに当該税額の還付を受ける場合に使用してください。
- 2 継続等の場合の所得税額等の還付請求は、その継続の日の前日又は合併の日の前日の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出と同時に請求があった場合に限ります。

- 3 この請求書は、次の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に2通(調査課所管法人の場合は3通)、清算事業年度予納申告書と同時に提出してください。
 - (1) 継続の場合は、継続の日の前日
 - (2) 合併により消滅した場合は、合併の日の前日
の属する事業年度の清算事業年度予納申告書の提出の日
なお、やむを得ない事情によって清算事業年度予納申告書をその提出期限までに提出することができなかったものと税務署長が認めた場合には、期限後提出のものでも有効に取り扱われることになっていますので、このような場合には、その事情の詳細を記載した書類を添付してこの請求書を提出してください。
- 4 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「※」欄は、記載しないでください。
 - (2) 「還付を受けようとする税額の計算」の各欄
 - イ 「所得税の額等1」欄には、みなし配当金額の25%相当額と預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配等の収入金額について課される所得税額のうち控除を受ける所得税額の総額との合計額又は繰越所得税額控除限度超過額を有する適用年度後の事業年度の当期控除額若しくは繰越所得税額控除限度超過額を有する解散等の日を含む事業年度の当期控除額を記載してください。
 - ロ 「外国税額2」欄には、当期の控除対象法人税額のうち、当期に控除できる金額を記載してください。
 - (3) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (4) 「その他参考となるべき事項」欄には、継続等の場合の所得税額等の還付を請求するに当たり参考となるべき事項があれば記載してください。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書 ※整理番号 ※課税/不課税		提出法人	(フリガナ)	
		<input type="checkbox"/> 単連体結法人	法人名等	
平成 年 月 日		納税地	〒	電話() -
税務署長殿		代表者氏名	(フリガナ)	
		代表者住所	〒	
連 結 子 法 人 <small>(届出の対象が連結子法である場合に限り記載)</small>	法人名等	(フリガナ)		※ 整理番号
	本店又は主たる事務所の所在地	〒	(局 署)	部 門
	代表者氏名	(フリガナ)		決 算 期
	代表者住所	〒		業 種 番 号
		回 付 先		整 理 簿
		<input type="checkbox"/> 親署 → 子署		<input type="checkbox"/> 子署 → 調査
法人税法第134条の2第4項の規定に基づき、下記のとおり仮装経理法人税額の還付を請求します。 記				
仮装経理に基づく過大申告の更正の対象事業年度 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日				
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 _____				
還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算	区 分	請 求 金 額	※ 金 額	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額	1		
	還付法人税額	2		
	繰越控除された法人税額	3		
仮装経理法人税額(1-2-3)		4		
法人税法第134条の2第4項に規定する事実の生じた日 平成 年 月 日 (生じた事実の詳細)				
(その他参考となるべき事項)				
還付を受けようとする金融機関等 1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号 _____		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____ 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____		

税 理 士 署 名 押 印				④	(規格A4)
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	整理簿	備考
					通信日付印
					年 月 日
					確認印

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求書の記載要領等

- 1 この請求書は、平成 21 年 4 月 1 日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第 134 条の 2 第 4 項の規定によって仮装経理法人税額の還付を請求する場合に使用してください。
 - (1) 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の決定があったこと
 - (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったこと。
 - (3) 法人税法施行令第 24 条の 2 第 1 項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実
 - (4) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第 60 条の 2 第 1 項で定めるものがあったこと（(3)に掲げるものを除きます。）。
 - 2 この請求書は、法第 134 条の 2 第 4 項に規定する事実が生じた日以後 1 年以内に、納税地の所轄税務署長に 2 通（調査課所管法人の場合は 3 通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が 2 以上ある場合には別葉に作成して提出してください。
 - 3 この請求書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 - (3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額 20」欄の「差引減少（－印）する法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。
 - (4) 「還付を受けようとする仮装経理法人税額の計算」の各欄
 - イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う減少税額 1」欄には、(3)の金額を記載します。
 - ロ 「還付法人税額 2」欄には、法第 134 条の 2 第 2 項、第 3 項又は第 7 項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。
 - ハ 「繰越控除された法人税額 3」欄には、法第 70 条又は第 81 条の 16 の規定により控除された金額を記載します。

(注) ロの「還付法人税額 2」欄に、法第 134 条の 2 第 3 項又は第 7 項の規定により還付されるべきこととなった金額がある場合には、還付を受けようとする仮装経理法人税額はないこととなります。
 - (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平 成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

**仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の
還付請求（の一部）に理由がない旨の通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた 自 平成 年 月 日 についての
至 平成 年 月 日

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求については、調査した結果、
下記理由により請求（の一部）に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 〃 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされ
ていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た
後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の
送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求を
することができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるとき
は、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、
国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服
があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下
「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき
又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができま
せん。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません
が、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起す
ることができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に
当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等
の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる
著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ない
ことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税局長に対して異議申立てをすることができます。
- 異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該異議申立てをした方は、異議決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- なお、異議申立てをしないで、審査請求をすることについて正当な理由があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の
還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

1 使用目的

「仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書」は、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付請求が期限後の請求である場合及び還付請求があった法人税の全額、又は一部について還付を要しないもので、その請求の理由がなく、還付を要しない場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「……(の一部)……」のかっこ書きの箇所については、還付請求があった法人税の全部についての理由がなく、還付しないときは、これを抹消する。
理 由	その処分の理由を簡潔かつ具体的に、例えば、「還付請求書がその提出期限(×月×日)までに提出されなかったことによる。」等のように記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書

※整理番号	
※課税/非課税	



平成 年 月 日

税務署長殿

提出人 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法 人	(フリガナ)	
	法 人 名 等	
	納 税 地	〒 電話() -
	(フリガナ)	代 表 者 氏 名 ㊟

連 結 子 法 人 (届の對象が連結子法である場合に限り記載)	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	法 人 名 等			部 門	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署) 電話 () -		決 算 期	
	(フリガナ)	代 表 者 氏 名		業 種 番 号	
				整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署→子署 <input type="checkbox"/> 子署→調査課

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の先行取得土地等につき、
租税特別措置法 〔 第66条の2第1項
第68条の85の4第1項 〕 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)
の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。
記

先 行 取 得 土 地 等	所 在 地		
	面 積	m ²	m ²
	取 得 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	取 得 価 額	円	円
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			

税 理 士 署 名 押 印 ㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	----------	-----	-----------	-------	----------

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合
の課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの期間内に取得をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除きます。以下「土地等」といいます。）について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 の 4 第 1 項（平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。

2 この届出書は、その取得の日を含む事業年度又は連結事業年度の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

なお、平成 21 年 4 月 1 日前に終了する事業年度又は連結事業年度（確定申告書又は連結確定申告書の提出期限が平成 21 年 4 月 30 日前に到来する事業年度に限ります。）については、この届出書の提出期限は平成 21 年 4 月 30 日までとされています。

3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 の 4 第 1 項の規定は、この届出書に記載された土地等に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。

また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、本店 又は主たる事務所の所在地」及び「代表者氏名」を記載してください。
- (3) 「所在地」欄は、特例の適用を受けようとする措置法第 66 条の 2 第 1 項又は同法第 68 条の 85 の 4 第 1 項に規定する先行取得土地等（以下「先行取得土地等」といいます。）の所在地を記載してください。
- (4) 「面積」欄は、その先行取得土地等の面積を記載してください。
- (5) 「取得年月日」欄は、その先行取得土地等の取得年月日を記載してください。
- (6) 「取得価額」欄は、その先行取得土地等の取得価額を記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。


改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

 平成 年 月 日 税務署長殿		適格分社型分割等による先行取得 土地等の移転に関する届出書		※整理番号			
				※課税/非課税			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	(フリガナ) 納税地	〒	電話() -	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	(フリガナ) 代表者氏名	〒				部 門	
	(フリガナ) 代表者住所	〒				決 算 期	
	事 業 種 目					業 種 番 号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署)			整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
適格分社型分割等による先行取得土地等の移転について 租税特別措置法 (第66条の2第9項 第68条の85の4第9項) の規定により下記のとおり届け出ます。 記							
分割承継法人等		法人名等					
		納税地					
		代表者氏名					
適格分社型分割等の年月日 平成 年 月 日							
他 の 土 地 等	所在地						
	面積	m ²	譲渡年月日	平成 年 月 日			
先 行 取 得 土 地 等	所在地						
	面積	m ²	取得年月日	平成 年 月 日			
取得価額		円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)				
損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額		円					
(その他参考となるべき事項)							
税理士署名押印		Ⓢ					
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日 確認 印

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

適格分社型分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条の2第1項又は第68条の85の4第1項(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)に規定する先行取得土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後10年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分社型分割等」といいます。)によってその先行取得土地等をその適格分社型分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときにおいて、措置法第66条の2第7項又は第68条の85の4第7項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (4) 「適格分社型分割等の年月日」欄には、適格分社型分割等の年月日を記載してください。
 - (5) 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85の4第7項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。
 - (6) 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。
 - (7) 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85の4第7項の規定により損金の額に算入される金額(帳簿価額を減額した金額)及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書		※整理番号	
		(フリガナ) 法人名等			
		納税地		〒	
(フリガナ) 代表者氏名				ⓐ	
租税特別措置法施行規則第22条の19第4項(不動産投資法人に係る課税の特例)の規定の適用を受けたいので、下記のとおり届け出ます。					
記					
特被 定合 併併 に法 係 る人	(フリガナ) 法人名等		特定合併年月日		年 月 日
	納税地		〒 (局 署)		特定合併に係る控除済負のれん発生益の額
	(フリガナ) 代表者氏名				円
特及 定合 併に よ り信 託受 益 権 の 明 細	資産の明細	資産の種類	所在地	面積	合併時価額
				m	円
	合計				
その他参考と なるべき事項					
税理士署名押印		ⓐ			
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	整理 簿	備考
				通信日付印	年月日 確認 印

(規格A4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

不動産投資法人に係る課税の特例の適用に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、租税特別措置法第 67 条の 15 第 1 項に規定する投資法人が租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第 22 条の 19 第 5 項に規定する不動産投資法人であるときに、措置法規則第 22 条の 19 第 4 項（不動産投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、措置法規則第 22 条の 19 第 4 項の規定の適用を受けようとする投資法人が、控除済負ののれんの発生益の額が生ずる基因となった合併（以下「特定合併」といいます。）の日を含む事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。
- 3 この届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」の各欄には、措置法規則第 22 条の 19 第 4 項の規定の適用を受けようとする投資法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
 - (2) 「特定合併に係る被合併法人」の各欄には、特定合併に係る被合併法人の「法人名等」、「納税地」及び「代表者氏名」を記載してください。
 - (3) 「特定合併年月日」欄には、特定合併の年月日を記載してください。
 - (4) 「特定合併に係る控除済負ののれん発生益の額」欄には、特定合併に係る措置法規則第 22 条の 19 第 3 項に規定する控除済負ののれんの発生益の額を記載してください。
 - (5) 「特定合併により移転を受けた土地等及び土地等信託受益権の明細」の各欄
 - イ 「資産の明細」欄には、土地、土地の上に存する権利又は土地等信託受益権の別を記載してください。
 - ロ 「資産の種類」欄には、土地等信託受益権の信託財産の資産の種類を記載してください。
 - ハ 「所在地」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の所在地を記載してください。
 - ニ 「面積」欄には、土地等又は土地等信託受益権の信託財産の面積を記載してください。
 - ホ 「合併時価額」欄には、土地等又は土地等信託受益権の特定合併の時における価額を記載してください。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

対外船舶運航事業を営む法人の
日本船舶による収入金額の
課税の特例に関する届出書

※整理番号	
※経理処理番号	

平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 総法人 (フリガナ)	法人名等	
	<input type="checkbox"/> 単連体結法人	納税地	〒
	<input type="checkbox"/> 親法人	(フリガナ)	電話() -
		代表者氏名	Ⓜ
		代表者住所	〒
税務署長殿		事業種目	業

(新 設)

連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	※	整理番号	
		本店又は主たる事務所の所在地	税	部 門	
	(フリガナ)	電話() -	務	決 算 期	
		代表者氏名	署	業 種 番 号	
		代表者住所	処	整 理 簿	
		事業種目	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度から 対外船舶運航事業を営む (連結) 法人の日本船舶による収入金額
至 平成 年 月 日
の課税の特例の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。

認定を受けた日本船舶・船員 確保計画に記載された計画期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
同上の計画について変更認定が あった場合の変更後の計画期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

添 付 書 類	1 海上運送法第35条第1項に規定する日本船舶・船員確保計画の写し 2 海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第3条第2項に規定する認定通知書の写し
---------	-------------------------------------------------------------------------------------------------

(その他参考となるべき事項)

税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ
---------------	---

(規格 A4)

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	整理 簿	備考	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	------------	---------	----	-------	-------	---------

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

**対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による
収入金額の課税の特例に関する届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第59条の2第1項又は措置法第68条の62の2第1項に規定する対外船舶運航事業を営む法人(又は連結法人)の日本船舶による収入金額の課税の特例の適用を受けようとする場合に使用してください。
また、認定を受けた日本船舶・船員確保計画について、海上運送法第35条第4項の規定による変更の認定(当該認定により海上運送法第35条第3項第5号に掲げる基準に適合することとなったものに限り。以下「変更認定」といいます。)があったことにより計画期間が変更された場合にも、変更後の計画期間を届け出る場合にもこの届出書を使用してください。
- 2 この届出書は、その適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の前日までに提出してください。また、計画期間の変更を届け出る場合には、変更認定があった後、できるだけ速やかに提出してください。
- 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名等」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「認定を受けた日本船舶・船員確保計画に記載された計画期間」欄には、海上運送法第35条第3項第5号に掲げる基準に適合するものとして同条第3項の認定を受けた同条第1項に規定する日本船舶・船員確保計画に記載された計画期間を記載してください。
また、認定を受けた日本船舶・船員確保計画について、変更認定があったことにより計画期間が変更された場合には、変更後の計画期間を「同上の計画について変更認定があった場合の変更後の計画期間」欄に記載してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 届出書の提出に当たっては、次の書類を添付してください。
 - (1) 海上運送法第35条第1項に規定する日本船舶・船員確保計画の写し
※ 変更後の計画期間を届け出る場合には、変更認定後の日本船舶・船員確保計画の写し
 - (2) 海上運送法第35条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第3条第2項に規定する認定通知書の写し
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結納税の承認の申請書(初葉)

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

親

平成 年 月 日 税務署長経由 国税庁長官 殿	連結 予定 法人 (申請 法人)	(フリガナ) 法人名	
		納税地	〒 電話 () -
		(フリガナ) 代表者氏名	◎
		事業種目	業
		資本金又は 出資金の額	円
		主要株主等 の状況	付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)のとおり
		連結子法人となる法人	申請書(次葉)のとおり(子法人数 法人)

法人税法第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の 自平成 年 月 日 事業年度を
 至平成 年 月 日
 最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法
 第4条の3第1項の規定により申請します。

1 連結親法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
 平成 年 月 日

2 上記1の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
 法人名 _____ 納税地 _____

3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕訳帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳	<input type="checkbox"/> 売上伝票	<input type="checkbox"/> 契約書
	<input type="checkbox"/> 現金出納帳	<input type="checkbox"/> 買掛金元帳	<input type="checkbox"/> 仕入伝票	<input type="checkbox"/> 納品書
	<input type="checkbox"/> 売上帳	<input type="checkbox"/> 棚卸表	<input type="checkbox"/> 振替伝票	<input type="checkbox"/> 請求書
	<input type="checkbox"/> 仕入帳	<input type="checkbox"/> 貸借対照表	<input type="checkbox"/> 見積書	<input type="checkbox"/> 領収書
	<input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> ()
帳票形態			記帳時期	

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項
 次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
 法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。
 連結親法人となる法人の設立の日 平成 年 月 日

5 添付書類
 1 出資関係図
 2 グループ一覧

税理士署名押印 _____ ◎

規格A

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	備考	通信日付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-----------	-------	-------------

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」
 (法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「連結納税の承認の申請書」の記載要領(1)

この申請書(初業及び次業)は、法人税法第4条の3の規定に基づく連結納税の承認の申請を行う場合に使用してください。

1 提出期限等

- (1) 原則(法人税法第4条の3第1項)
この申請書は、連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の6月前の日までに、当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。
なお、連結親法人となる法人は申請書(初業)を、当該申請書提出日における連結子法人となる法人は申請書(次業)を使用し、これらの法人のすべての連名で提出してください。
(注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合(連結納税を適用しようとする事業年度開始の時より前に申請書を提出する場合を除く。)には、連結納税を適用しようとする事業年度開始の時かつ申請時において連結親法人となる法人による完全支配関係があるすべての連結子法人となる法人を記載してください。この場合、当該事業年度開始の時点で、連結子法人となる法人が連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなったときには「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を申請書を提出した日以後遅滞なく提出する必要があります。
- (2) 設立事業年度等の承認申請特例(法人税法第4条の3第6項)
連結納税を適用しようとする事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出することができます。
この場合、申請書(初業)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に所要の事項を記載してください。
イ 連結親法人の設立事業年度……設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日
ロ 連結親法人の設立事業年度の翌事業年度……設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から5月前の日とのいずれか早い日

2 添付書類

- 申請書の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。
- (1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)
(2) グループ一覧(連結親法人となる法人及びすべての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)
(注)申請書(次業)の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

3 各欄の記載要領

- (1) 連結親法人となる法人の法人名等は、申請書(初業)に記載し、連結子法人となる法人の法人名等は当該連結子法人となる法人ごとに申請書(次業)に記載してください。
- (2) 申請書(初業)の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を「付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」に記載して申請書(初業)に添付し、申請書(次業)の「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載して申請書(次業)に添付してください。
- (3) 「3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び「9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。
また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄には「帳簿記載」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。
- (4) 「5 添付書類」欄は、この申請書に添付した書類の番号を○で囲んでください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 次の事項に該当する場合には申請が却下されることがありますので留意してください。
- (1) 連結予定法人(連結親法人となる法人及び連結子法人となる法人)のいずれかがその申請を行っていないこと。
(2) 申請法人に連結予定法人以外の法人が含まれていること。
(3) 連結所得金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。
(4) 連結事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第4条の4第1項の規定に従って適正に行われることが見込まれないこと。
(5) 法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消し又は同条第3項の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に申請書を提出していること。
(6) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号 子

連結子法人となる法人	(フリガナ)		※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	法 人 名			部 門	
	納 税 地	〒 電話 () -		決 算 期	
	(フリガナ)			業 種 番 号	
	代 表 者 氏 名	◎		入 力	
	事 業 種 目	業		備 考	
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額	円			
	発 行 済 株 式 等 の 状 況	付表2 (発行済株式等の状況) のとおり			

6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
平成 年 月 日

7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
法人名 _____ 納税地 _____

8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等
申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は関連法人のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。
法 人 の 区 分 : 時価評価法人 関連法人
連結子法人適用開始年度 : 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕 訳 帳	<input type="checkbox"/> 売 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 売 上 伝 票	<input type="checkbox"/> 契 約 書
	<input type="checkbox"/> 現 金 出 納 帳	<input type="checkbox"/> 買 掛 金 元 帳	<input type="checkbox"/> 仕 入 伝 票	<input type="checkbox"/> 納 品 書
	<input type="checkbox"/> 売 上 帳	<input type="checkbox"/> 棚 卸 表	<input type="checkbox"/> 振 替 伝 票	<input type="checkbox"/> 請 求 書
	<input type="checkbox"/> 仕 入 帳	<input type="checkbox"/> 貸 借 対 照 表	<input type="checkbox"/> 見 積 書	<input type="checkbox"/> 領 収 書
	<input type="checkbox"/> 総 勘 定 元 帳	<input type="checkbox"/> 損 益 計 算 書	<input type="checkbox"/> 注 文 書	<input type="checkbox"/> ()
帳票形態			記帳時期	

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

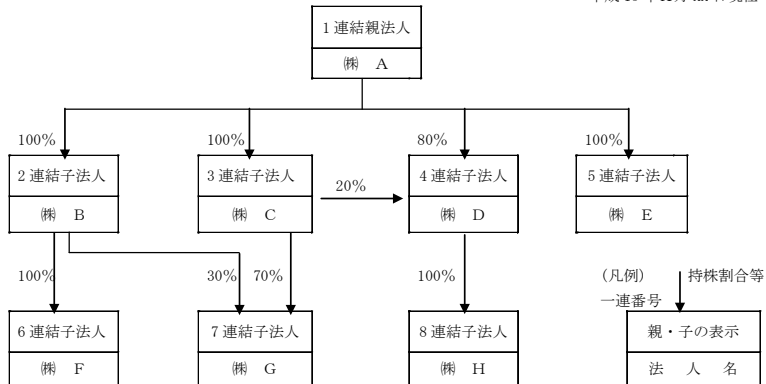
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「連結納税の承認の申請書」の記載要領 (2)

5 添付書類の作成例

(1) 出資関係図

平成 15 年 X 月 XX 日現在



(注) 申請書に記載したすべての法人を記載してください。

(2) グループ一覧

平成 15 年 X 月 XX 日現在

一連番号	所轄税務署名	法人名	納税地	代表者氏名	事業種目	資本金等(千円)	決算期	備考
1	麴町	株 A	千代田区大手町1-3-3	a	鉄鋼	314,158,750	3.31	
2	仙台北	株 B	仙台市青葉区本町3-3-1	b	機械修理	34,150,000	6.30	

(注) 1 一連番号は、上記(1)出資関係図の一連番号に合わせて付番してください。
 2 持株割合が100%であるが、法人税法第4条の2又は同第4条の3第2項の規定により、申請法人にならないものがある場合には、「一連番号」欄に「対象外」と表示して、法人名等を記載してください。
 また、対象外となった理由を「備考」欄に、「取消有」等と簡記してください。

6 その他事項

法人税法施行令第14条の7第4項又は同令第14条の9第2項の規定により、連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合など、連結子法人となる法人に異動が生じた場合には「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」又は「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

時価評価に関して、法人税法第61条の11第1項第6号(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)又は同法第61条の12第1項第4号(連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益)の規定により時価評価を要しない法人に該当する場合には、「連結納税の開始等に伴う時価評価資産に関する届出書」を所定の提出期限までに提出する必要があることにご注意ください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」の記載要領

この付表 1 (連結親法人となる法人の主要株主等の状況) は法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 3 号に規定する連結親法人となる法人の申請時における主要な株主等の氏名等及び保有株式数等の事項を記載する場合に使用してください。

なお、「連結親法人となる法人の主要株主等の株式数等」欄は、発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の多い上位 10 株主等に係る氏名等を記載してください。

(注) この付表 1 は、「連結納税の承認の申請書 (初葉)」に添付してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

付表2(発行済株式等の状況)

連結子法人となる法人の法人名

子

連結子法人となる法人の発行済株式の総数又は出資の総額		1	
法人税法施行令第14条の6第1項第1号に規定する株式又は出資の状況	連結子法人となる法人が有する自己の株式数又は出資金額	2	
	(1) - (2)	3	
法人税法施行令第14条の6第1項第2号に規定する株式の状況	従業員持株会が有する株式数	4	
	法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数	5	
	(4)及び(5)の株式数の合計	6	
	発行済株式の総数(自己が有する自己の株式数を除く)のうち(3)の株式数に占める割合	7	%
(3)-(6)(※ 7の割合が5%未満の場合に限る)		8	

連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人の名称等

法人名	区分	保有株式数又は出資金額	発行済株式の総数又は出資の総額に対する保有株式数又は出資金額の割合	出資関係図における一連番号
9	10	11	12((11)/(8))	13
			%	

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「付表 2 (発行済株式等の状況)」の記載要領

- 1 この付表 2 (発行済株式等の状況) は、次に掲げる区分により連結子法人となる法人の発行済株式の総数、自己の株式数、従業員持株会が有する株式数等の事項を記載する場合に使用してください。
 - (1) 法人税法施行規則第 8 条の 3 の 3 第 1 項第 4 号に規定する当該連結子法人となる法人の申請時における発行済株式の総数等を記載し、「連結納税の承認の申請書 (次葉)」又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」に添付してください。
 - (2) 同条第 3 項第 2 号に規定する完全支配関係を有することとなった日における当該連結子法人となる法人の発行済株式の総数等を記載し、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」に添付してください。
- 2 各欄の記載要領
 - (1) 「2 連結子法人となる法人が有する自己の株式数又は出資金額」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する株式数又は出資金額を記載してください。
 - (2) 「4 従業員持株会が有する株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 1 項第 2 号イに規定する株式数を記載してください。
 - (3) 「5 法人の役員又は使用人が、ストックオプションによって取得した連結子法人となる法人の株式を有する場合の当該株式数」欄は、法人税法施行令第 14 条の 6 第 1 項第 2 号ロに規定する株式数を記載してください。
 - (4) 「10 区分」欄は、連結子法人となる法人の株式又は出資を保有する法人が連結親法人となる法人又は連結子法人となる法人のいずれに該当するかにより「親法人」又は「子法人」と記載してください。
 - (5) 「13 出資関係図における一連番号」欄は、「連結納税の承認の申請書」又は「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の添付書類「出資関係図」に付した一連番号を記載してください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成 14 年 8 月 1 日付課法 3-43 ほか 4 課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

子

平成 年 月 日 税務署長 殿	連結子法人となる法人	(フリガナ) 法人名	
		納税地	〒 電話 () -
		(フリガナ) 代表者氏名	◎
		事業種目	業
		資本金又は出資金の額	円
		発行済株式等の状況	付表2(発行済株式等の状況)のとおり

法人税法第4条の3第1項の規定に基づき連結納税の承認の申請書を提出したので、法人税法施行令第14条の7第1項の規定によりその旨を届け出ます。

申請書を提出した日	平成 年 月 日	申請書を提出した税務署	税務署
連結子法人となる法人の事業年度	自 月 日 至 月 日	設立事業年度等の承認申請特例の適用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
連結子法人適用開始年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	時価評価法人等の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
連結親法人となる法人	(フリガナ) 法人名	※ 税務署処理欄 備考	署名
	納税地		整理番号
	(フリガナ) 代表者氏名		部門
	事業種目		決算期
	資本金又は出資金の額		業種番号
	最初の連結事業年度		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
参考事項			添付書類 1 出資関係図 2 グループ一覧

税理士署名押印	◎
---------	---

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	備考
---------	----	-----	------	----	----

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出書」の記載要領

この届出書は、法人税法施行令第14条の7第1項の規定により連結納税の承認の申請書を提出した旨の届出を行う場合に使用してください。

1 提出期限等

この届出書は、連結納税の承認の申請書を提出した後、遅滞なく連結子法人となる法人が当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長に1通(当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2通)提出してください。

2 添付書類

届出書の提出に当たっては、次の書類を各1通(連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2通)提出してください。

- (1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)
- (2) グループ一覧(連結親法人となる法人及びすべての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)
- (注) 「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。

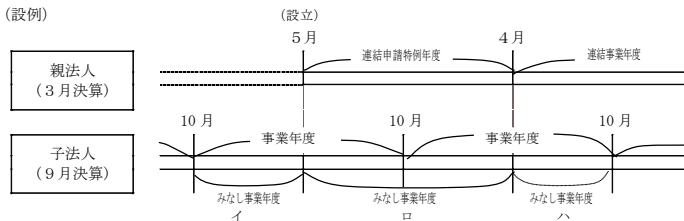
3 各欄の記載要領

- (1) 各欄は既に提出している「連結納税の承認の申請書」に準じて記載してください。
- (2) 「連結子法人となる法人の事業年度」欄は、法人税法第13条第1項に規定する会計期間を記載してください。
- (3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (4) 「※」欄は、記載しないでください。

連結納税の承認の申請書を法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受けて提出した場合には、以下の点に注意してください。

- (1) 法人税法第14条第6号の規定により、申請に係る連結子法人となる法人には、次のみなし事業年度が生じます。
 - イ 連結申請特例年度開始の日の前日の属する事業年度開始の日からその前日までの期間
 - ロ 連結申請特例年度開始の日からその終了の日までの期間
 - ハ 連結申請特例年度終了の日の翌日からその翌日の属する事業年度終了の日までの期間
 - (注) 申請に対する承認を受けた場合には、ハのみなし事業年度は生じません。
- (2) 上記(1)イに掲げる事業年度については、承認の有無に関係なく法人税確定申告書及び消費税確定申告書の提出が必要となります。

(設例)



改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新 設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類
(初葉)

税務署受付印

加入

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ) 法人名	※整理番号
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連連連 結結結 親親親 法法法 人人人 とな るる 法法 人	納税地	※連結グループ整理番号
	(フリガナ) 代表者氏名	〒	
	事業種目	電話 () -	
	資本金又は 出資金の額		円

- 完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類を提出します。
- 連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出します。

適用区分	完全支配関係	<input type="checkbox"/> 法人税法第4条の3第10項(同条第12項) <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の3第11項(同条第12項)	完全支配関係を有することとなった日
	加入時期の特例	<input type="checkbox"/> 法人税法第15条の2第2項(同条第3項)	平成 年 月 日

完全支配関係の相手方	(フリガナ) 法人名	※税務署 処理 欄	署名
	納税地		整理番号
	(フリガナ) 代表者氏名		部門
	事業種目		決算期
	資本金又は 出資金の額		業種番号
連結子法人となる法人の発行済株式等の状況	付表2(発行済株式等の状況)のとおり		備考

- 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日 平成 年 月 日
- 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地 平成 年 月 日
法人名 納税地

3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳名簿書類の称	<input type="checkbox"/> 仕訳帳 <input type="checkbox"/> 現金出納帳 <input type="checkbox"/> 売上帳 <input type="checkbox"/> 仕入帳 <input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳 <input type="checkbox"/> 買掛金元帳 <input type="checkbox"/> 棚卸表 <input type="checkbox"/> 貸借対照表 <input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 売上伝票 <input type="checkbox"/> 仕入伝票 <input type="checkbox"/> 振替伝票 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> ()
帳票形態	記帳時期			

4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

税理士署名押印	
---------	--

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	適用 状態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	確認 印
-------------	----	---------	----------	--------	--------	-----------	-------	----------	-----------------------------	---------

規格A4

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の記載要領(1)

- 1 この書類(初葉及び次葉)は、次に掲げる区分によりその旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。
- (1) 完全支配関係(完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出する場合)
 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなった場合(法4の3②)
 ◇提出法人:① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人
 ② 当該連結子法人となる法人
 ◇提出期限:完全支配関係を有することとなった日以後遅滞なく
 ◇提出先:① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長
 ② 当該連結子法人となる法人の納税地の所轄税務署長(当該連結子法人となる法人が、法人税法第4条の2の承認を受けた後にあつては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長)
 ◇提出部数:3通(連結子法人となる法人が提出する場合には、1通(当該連結子法人となる法人が調査課所管の場合には、2通))
 ◇添付書類:① 出資関係図(この書類の提出時における連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図)
 ② グループ一覧(この書類の提出時における連結親法人となる法人及びすべての連結子法人となる法人等を記載した一覧表)
 (注) 「連結納税の承認の申請書(次葉)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。
- (2) 加入時期の特例(連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類を提出する場合)
 連結子法人となる法人が、連結親法人事業年度開始の日の1月前の日から当該開始の日以後1月を経過する日までの期間において連結親法人との間に当該連結親法人による完全支配関係を有することとなり、かつ、当該連結子法人となる法人の加入年度終了の日が当該期間内にある場合で連結納税への加入時期の特例を適用する場合(法15の2③)
 ◇提出法人:当該連結親法人
 ◇提出期限:当該連結子法人となる法人の加入年度に係る確定申告書の提出期限
 ◇提出先:当該連結親法人の納税地の所轄税務署長
 ◇提出部数:3通

上記(2)の書類の提出に当たっては、完全支配関係を有することが前提となるため、(1)の書類と同時又は(1)の書類の提出後(2)の書類の提出期限までに提出する必要があります。
 なお、同時に提出する場合は、書類(初葉)の標題及び「適用区分」欄の該当する□にレ印を付してください。

2 各欄の記載要領

- (1) 書類(初葉)の上欄の「提出法人」、「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の法人名等を記載し、書類(次葉)の「法人名」欄には、提出法人の法人名を記載してください。
 (注) 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人となる法人の場合で法人税法第4条の2の承認を受けた後にあつては、当該連結子法人となる法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 標題は、提出する書類の該当する□にレ印を付してください。
- (3) 「適用区分」欄は、この書類を提出するに当たり該当する□にレ印を付してください。
- (4) 「完全支配関係を有することとなった日」欄は、完全支配関係を有することとなった日を記載してください。
- (5) 書類(初葉)の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の完全支配関係の相手方の法人名等を記載してください。
 (注) 提出法人が連結親法人又は連結親法人となる法人の場合は、連結子法人となる法人について記載し、逆に連結子法人となる法人の場合は、連結親法人又は連結親法人となる法人について記載してください。
- (6) 「連結子法人となる法人の発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。
- (7) 「3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄は、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄は「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄は「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。
- (8) 「4 添付書類」欄は、この書類に添付した書類の番号を○で囲んでください。
- (9) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類(次葉)

法人名

加入

5 連結納税への加入時期の特例を適用する旨の記載事項

次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。

- 法人税法第15条の2第2項(連結納税への加入時期の特例)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。

加入年度：自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

6 その他参考事項(連結子法人となる法人の区分等)

法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

- 法人の区分： 時価評価法人(法人税法第4条の3第9項又は第11項)
 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人)

連結子法人適用開始年度：自平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

(規格A4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について)

(新設)

(注) 平成14年8月1日付課法3-43ほか4課共同「連結納税に関する申請書等の様式の制定について」

(法令解釈通達)を廃止。